

熊建技第106号
令和2年9月18日

各社代表者 様

一般財団法人 熊本県建設技術センター
理 事 長 宮部 静夫
(公 印 省 略)

研修会「橋梁点検（資格更新）」の開催について（ご案内）

謹啓、当センターの業務につきましては、日頃より格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記の研修会を下記により開催しますので、業務ご多忙の折とは存じますが、関係職員の出席にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、本研修の受講は、熊本県が発注する橋梁点検業務委託における橋梁点検員の資格要件となっております。

参加ご希望の方は、別紙「新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン」を精読のうえ、別添受講申込書に所要事項をご記入いただき、**10月8日（木）16:00（時間厳守）**迄に、FAXによりお申込み下さい。受講者決定方法については抽選になります。

記

- 1 研修日 令和2年10月21日（水）
- 2 研修内容 別紙参照
- 3 会場及び申込先 (一財)熊本県建設技術センター 2F 大研修室
熊本市南区城南町舞原東 194 番地
企画研修部研修課 (Tel 0964-42-9030 FAX 0964-28-7260)
(<http://www.kuma-ctc.or.jp/contents/training/index.html>)
- 4 対象者 測量設計業職員等
(※H28 当センター研修「橋梁技術」又は「橋梁点検（資格更新）」修了者)
別紙【「橋梁点検業務における資格要件の見直しについて」(H27.3.30)道路整備課 参照】
- 5 募集人数 72名予定 （大研修室59名、小研修室13名）
- 6 ①申込方法
・「受講申込書（「橋梁技術」受講証明書添付）」と「橋梁点検業務経歴書」を併せて提出して頂き、確認後に受付完了となります。受付完了は当方から電話で連絡いたします。
受講申込みは FAX でお願いします。

- ・申込期間（開催通知日から、10月8日（木）16：00（時間厳守））

②受講者決定方法

- ・申込条件(各社受講希望者が複数の場合は、受講希望者に優先順位を付けて下さい)
- ・受講者決定方法（応募数が、募集人数を超えた場合は、抽選により各社1名を決定します）
- ・抽選結果については、建設技術センターより直接お電話いたします。
- ・受講費用の振り込みは、研修終了後に速やかにお願ひします。

7 受講費用 8,000 円/人（受講料・テキスト代）

※受講証明書（ラミネート加工）含む

*自己都合によるキャンセルの場合は、受講料・テキスト代は返金できません。

研修終了後、欠席者宛テキストを送付致します。

8 携行品 マスク・筆記具・電卓・運転免許証等（写真付きで本人確認が可能なもの）

9. その他

当日の受付 9時00分～9時30分（2Fロビー）

研修時間 9時30分～16時30分

昼食用弁当（500円）の予約希望者は、受講申込書の「弁当予約」欄に○をご記入し予約をして下さい。代金は、研修受付時に徴収致します。※なお、お弁当は、原則予約した方のみ注文可能となっております。

※受講費用の納入方法

抽選の結果、受講者となられた方は、研修終了後に、所定の払込取扱票(青色)に必要事項をご記入のうえ、最寄の郵便局から払込下さい。(手数料は自己負担となります) なお、払込取扱票は、当センター及び熊本県建設業協会各支部等に備えております。

平成 27 年 3 月 30 日

橋梁点検業務における資格要件の見直しについて

熊本県が発注する橋梁点検業務において、点検員の資格要件を見直しましたので、お知らせします。

1. 背景・現状

平成 26 年 7 月 1 日に道路法施行規則の一部が改正（以下、「法改正」という）され、橋梁点検は、5 年に 1 回の近接目視が義務化されました。

熊本県では、平成 21 年度から(財)熊本県建設技術センターにおいて『橋梁技術（橋梁点検研修会）』（以下、「研修」という）を開催しており、この研修を修了した者を点検員の資格要件の 1 つとしていますが、この資格は、更新制になっていません。

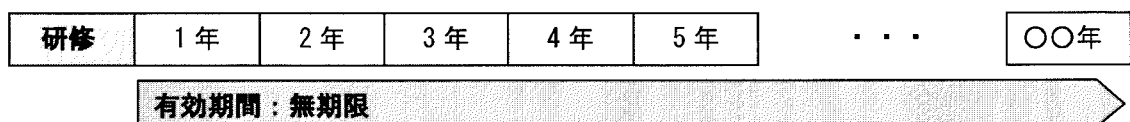
法改正において、橋梁点検は、『必要な知識及び技能を有する者が行う事』とされており、点検員に必要な技術力を確保することが求められていることから、資格要件の見直しを行うものです。

2. 見直し事項

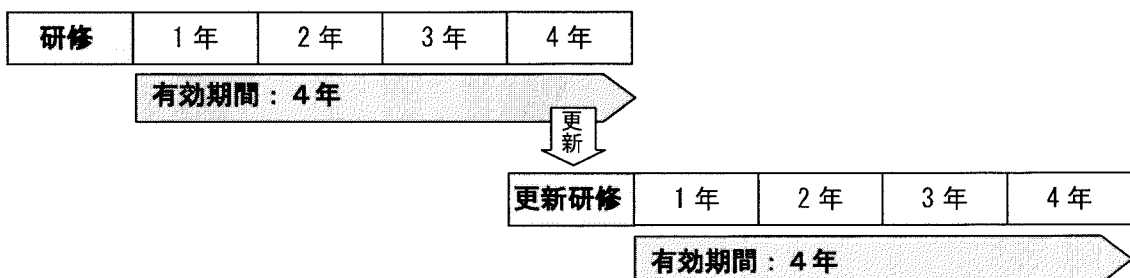
点検員の資格については、「研修を修了した者」としており、1 度受講すればその資格を有することになっておりますが、平成 29 年度から「修了した翌年度から起算して 4 年以内の者」とします。そのため、平成 27 年度から、これまでの研修に加えて、新たに更新研修*を開催し、過年度に修了された方々の資格を更新するための準備期間を設けます。詳細については、以下のとおりです。

※「更新研修」：平成 27 年度から熊本県建設技術センターで実施する『橋梁点検（資格更新）』で、7 月下旬に開催する予定。

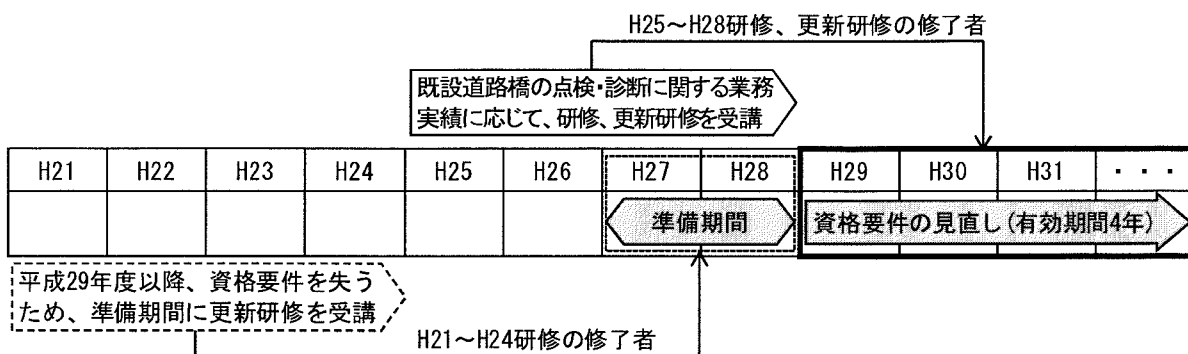
【現 在】研修を修了した者



【見直し】研修または更新研修を修了した翌年度から起算して 4 年以内の者

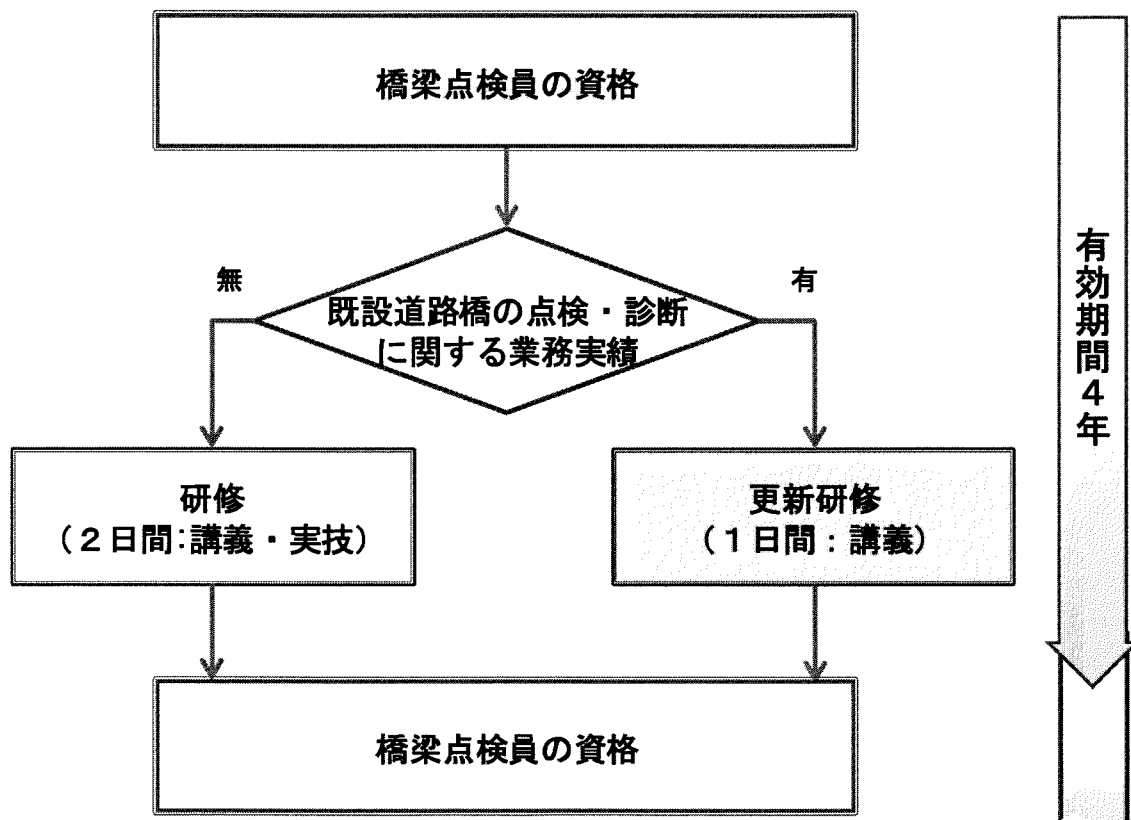


- ・平成 27、28 年度を準備期間とし、平成 29 年度から点検員の資格要件を変更します。
- ・平成 21～24 年度に研修を修了された方は、平成 29 年度以降、点検員の資格を失効しますので、平成 27、28 年度に更新研修を受講して下さい。



3. 平成 29 年度以降の資格更新の流れ

平成 29 年度以降、点検員の資格更新を行う場合は、下図に示すとおり、既設道路橋の点検・診断に関する業務実績の有無により、研修または更新研修を受講して下さい。



お問い合わせ先

熊本県 土木部 道路都市局 道路整備課
橋梁班

TEL:096-333-2500 (内線 6115)

◎新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

令和2年7月16日時点

令和2年度の研修実施にあたり、新型コロナウイルス感染症から受講者及び職員等の感染防止を図るため、本書のとおりガイドラインを作成しました。

受講者の皆様におかれましては、下記内容を精読のうえ御参加いただくようお願いいたします。

記

【受講前日まで】

- (1) 受講前日までに以下の事項に該当する方は、受講を御遠慮いただきます。
該当される方は、当センター企画研修部に御連絡ください。
(企画研修部：0964-42-9030、代表：0964-28-6926)
 - ①過去2週間以内に発熱や感冒症状(咳、くしゃみ、鼻水、のどの痛み等)
で受診や服薬等をした方
 - ②過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方
 - ③過去2週間以内に、同居している方に①②の症状がある方
- (2) 緊急時連絡先を必ず、受講申込書に御記入をお願いします。なお、個人情報への取扱いについては十分注意します。
(※緊急時連絡先は、研修会の中止や感染者発生時の連絡のみに使用します。)

【受講当日】

- (1) 事前に体温測定を行い、自己の体調を確認してください。
- (2) 研修当日時点で以下の事項に該当する方は、受講を御遠慮いただきます。
該当される方は、当センター企画研修部(0964-28-6926)に御連絡ください。
 - ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ②上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合。
 - ③同居している方に①②の症状がある場合
- (3) マスクを着用しないと受講できませんので、必ず持参してください。
- (4) 研修受講時は、こまめに手洗い、手指の消毒をお願いします。
- (5) 研修途中においても、発熱や体調不良等の症状が出た場合は、必ず当センター企画研修部へ申し出てください。

【受講後日】

受講者の中から感染者が出た場合は、保健所などの聞き取り等に御協力をお願いします。

【その他】

- (1) 感染拡大や講師の体調不良等、緊急に研修を中止することがあります。
- (2) 今後、感染状況等変化があった場合は、受講者数等の変更もあります。